

専決処分の報告について
(車両事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償額について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 7 日

那覇市長 知念 覚

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| 相 手 方 | 那覇市松川 3 丁目 |
| 賠 償 額 | 315,960 円 |